

川崎市地域生活体験及び地域定着等宿泊支援事業実施要綱

2川健精保第338号

令和3年 1月12日

健康福祉局長専決

(目的)

第1条 川崎市地域生活体験及び地域定着等宿泊支援事業（以下「体験・宿泊事業」という。）は、精神科病院等から地域生活への移行を希望する精神障害者等に対し、共同で生活する住居の一時的な体験利用の機会を提供するとともに地域生活を継続する精神障害者等に一時的な休息の場を提供することをもって障害者の地域生活移行及び定着を促進することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 体験・宿泊事業の実施主体は市とする。ただし、体験・宿泊事業の一部を適正な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、原則として、市内に住所を有する精神障害者等であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所の利用要件を満たさない精神科病院等に入院している者又は障害支援区分が非該当の在宅で生活している者のうち、主治医が体験・宿泊事業の利用を適当と判断し、かつ体験・宿泊事業の利用を希望する者とする。

(利用の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業所は、原則として利用の決定を行わないこととする。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) その他特別な理由により、事業の利用が不相当と認められるとき。

(実施施設)

第5条 体験・宿泊事業の実施施設は、別表に掲げる事業所（以下「施設」という。）とする。

(利用期間)

第6条 利用期間は、1回の利用につき継続した7日以内とする。ただし、利用目的を達成するために必要な限度において、川崎市健康福祉局精神保健課（以下「精神保健課」という。）と協議の上、延長することができるものとする。

(支援内容)

第7条 施設は、事業の実施にあたっては、次の支援を行うものとする。

- (1) 施設は、体験・宿泊事業の担当者を置き、利用者に担当者名を利用前に伝えておくものとする。

- (2) 施設は、利用者からの日常生活にかかる相談に随時応じるものとする。また、その相談内容や生活行動の状態把握し記録を行い、整理する。
- (3) 施設は、宿泊の終了時期に、実施状況をまとめた報告書を作成する。

(利用の申請及び決定)

第8条 体験・宿泊事業の利用については、次の手続きによるものとする。

- (1) 体験・宿泊事業の利用希望者は、区地域みまもり支援センター又は相談支援事業所等を通じて事業を受託法人に申請するものとする。
- (2) 申請を受理した施設は、契約にあたり利用者を管轄する区地域みまもり支援センター、相談支援事業所、医療機関などの関係機関（以下「対象機関」という。）の意見、および診療情報提供書などの提供を求めるものとする。
- (3) 施設は、体験・宿泊事業を円滑に実施するため対象機関と定期的な連絡調整を行うものとする。

(利用の開始)

第9条 事業の実施にあたっては、前条の規定に基づき、利用の必要性が認められた利用者希望に対し、利用契約期間、支援内容等を調整の上、契約を締結し、支援を開始する。

(利用料等)

第10条 体験・宿泊事業に関する利用料、食費及び光熱水費等は施設の定めるところとする。また、自炊訓練、行事等に参加した場合の実費、及び個人用の日用品費等は利用者負担とする。

(費用の徴収)

第11条 前条に規定する費用の徴収は、施設が行うものとする。

2 施設は、費用の徴収に伴い、それを適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備するものとする。

(職員配置等)

第12条 施設は、体験・宿泊事業の実施に伴い、次の職員を配置するものとする。

- (1) 第1条に規定する目的を達成するため、事業全体の適正な執行と管理を行うため管理者を配置する。
- (2) 第7条に規定する支援内容を円滑に行うため、体験・宿泊事業担当者を常勤換算で1.5名以上配置する。
- (3) 夜間及び日中の支援を行うため、法第5条第12項に規定する事業と一体的な職員体制を確保する。

(秘密の保持等)

第13条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、退職した後も同様とする。

(苦情解決)

第14条 施設は、提供した体験宿泊に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待の防止ための措置)

第15条 施設は、利用者の人権、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(報告等)

第16条 市は、体験・宿泊事業について、必要に応じて施設に調査や報告等を求めることができる。
2 前項による調査や報告等の結果を受け、市は施設に対して助言指導を行うことができるものとする。

(事業の変更及び廃止)

第17条 体験・宿泊事業を変更又は廃止しようとする場合、事前に精神保健課と協議を行わなければならない。

(事業の取消等)

第18条 市は、施設が体験・宿泊事業に関し不当な運営を行い、若しくは入居者の支援につき不当な行為を行ったときは、体験・宿泊事業の運営を制限し、又はその委託を取り消すことができる。

(帳簿及び書類の整理)

第19条 施設は、体験・宿泊事業に関する帳簿を整備しなければならない。
2 施設は、サービスの利用状況等体験・宿泊事業の実施に伴う書類を整備しなければならない。
3 施設は、前2項の帳簿及び書類を5年間保存するものとする。

(費用の支弁)

第20条 体験・宿泊事業に要する費用については、市が支弁する。
(第10条に定める利用料、食費及び光熱水費等は除く)

第21条 この要綱の実施に必要な事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表

実施施設名	ベッド数	所在地
井田重度障害者等生活施設	2床	中原区井田 3-16-1
障害者入所施設	2床	川崎区日進町 5-1